



議案第四十九号

三朝町国民健康保険税条例の一部改正について

次のとおり、三朝町国民健康保険税の^{条例}一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を
求める。

昭和四十六年四月二十六日

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和四十六年四月廿六日 原案可決

三朝町議会議長牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険税条例（昭和四十五年三朝町条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「五万円」を「八万円」に改める。

第三条第一項中「百分の三、四」を「百分の三、二」に改める。

第四条中「百分の二十六」を「百分の二十五」に改める。

第五条中「二千二百円」を「二千五百円」に改める。

第五条の二中「三千二百円」を「三千四百円」に改める。

第九条 第五項を削る。

第十条の二 第一号中「千八十円」を「千三百二十円」に、「千六百二十円」を

「千九百二十円」に改め、同条第二号中「六万五千元」を「八万円」に、「七

百二十円」を「八百八十円」に、「千八十円」を「千二百八十円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、~~昭和四十六年四月一日~~ ^{公布日}から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の三朝町国民健康保険税条例の規定は、昭和四十六年度分の国民健康保険税から適用し、昭和四十五年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。